

豊橋市子育て応援駐車場整備促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市子育て応援駐車場整備促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、店舗等の駐車場において、妊婦及び乳幼児を連れた者（以下「妊産婦等」という。）が安心して利用できる駐車区画（以下「子育て応援駐車場」という。）の整備に必要な経費を事業者に補助することにより、妊産婦等が安心して外出できる環境整備を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗等 不特定かつ多数の者が利用する市内の店舗・事業所等をいう。
- (2) 子育て応援駐車場 店舗等に附属する駐車場に設置する妊産婦等が安心して利用できる駐車区画をいう。
- (3) 妊婦 母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項に規定する母子健康手帳の交付を受けた者をいう。
- (4) 乳幼児 母子保健法第6条第2項及び第3項に規定する者をいう。
- (5) 車椅子使用者用駐車施設 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第18条第1項に規定する車椅子使用者用駐車施設をいう。
- (6) 優先駐車区画 車椅子使用者用駐車施設とは別に、店舗等の出入口の近く等において提供され、必ずしも広い幅員を必要としないものの移動に配慮が必要な者向けの駐車区画をいう。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、店舗等を有する法人又は個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としなない。

- (1) 本市に納付すべき市税を滞納している者
- (2) 国、地方公共団体その他公共的団体からこの補助金に類する補助金等の交付を受ける者又は受けようとしている者

- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当する事業を営む者
 - (4) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - (5) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
 - (7) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人
 - (8) 国又は地方公共団体及び国又は地方公共団体が出捐する団体
 - (9) その他市長が適当でないと認めた者
- （補助事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が店舗等に子育て応援駐車場を整備する事業で、次のいずれにも該当するものとする。ただし、補助対象者が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項の規定により、車椅子使用者用駐車施設を設置する場合を除く。

- (1) 舗装面、壁面等に子育て応援駐車場であることを視認できるよう表示すること。
- (2) 駐車区画は、アスファルト、コンクリート等で舗装すること。
- (3) 補助金の交付の決定後に実施し、交付申請年度内に完了する補助事業であること。
- (4) 既存の車椅子使用者用駐車施設又は優先駐車区画の改修ではないこと。

2 補助対象者は、前項各号に掲げるもののほか、子育て応援駐車場が次に掲げる条件を満たすように努めることとする。

- (1) 駐車区画の幅及び長さを十分に確保し、妊産婦等が安心して乗降でき、車内からベビーカー等を円滑に積み降ろしできるスペースがあること。
- (2) 駐車区画は、店舗等の出入口付近に設け、ベビーカー等の通行に支障となる段差がないこと。

（補助対象経費）

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。

- (1) 駐車区画の拡張に伴う区画線及び車止めを整備するための費用

(2) 舗装面、壁面等にマーク等を表示するための費用

(3) 看板等を設置するための費用及び案内の表示に必要なカラーコーン等を購入するための費用（前2号のいずれかと同時に設置等する場合に限る。）

(4) 子育て応援駐車を設置することに伴い不要となる既存資材等を撤去するための費用

2 補助対象経費には、消費税、地方消費税を含まないものとする。

（補助率及び補助限度額）

第7条 補助金は、予算で定める額の範囲内で交付するものとし、補助対象経費の2分の1の額（当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

2 1 補助対象者が申請できる補助金は、1年度当たり10万円を限度とする。

（交付の申請）

第8条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の申請は、豊橋市子育て応援駐車場整備促進事業補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、補助事業を着手する14日前までに市長に提出しなければならない。

(1) 見積書の写し

(2) 工事図面の写し

(3) 工事箇所の現況写真

(4) 申請者が個人にあっては、個人事業の開業・廃業届出書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第9条 規則第5条の規定による補助金の交付の決定は、豊橋市子育て応援駐車場整備促進事業補助金交付決定通知書（様式第2）により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 規則第7条の規定による補助金の交付の申請の取下げは、補助金の交付決定を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。この場合において、補助金の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（計画変更等の承認）

第11条 規則第8条第1項の規定による補助事業の内容変更、中止又は廃止をしようとする場合は、豊橋市子育て応援駐車場整備促進事業補助金変更等申請書（様式第

3) に変更等の内容が確認できる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請についてその内容を審査し適当であると認めたときは、豊橋市子育て応援駐車場整備促進事業補助金変更等決定通知書（様式第4）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第12条 規則第10条第1項の規定による補助事業の完了の報告は、当該完了の日から起算して14日を経過した日又は会計年度の末日のいずれか早い期日までに、豊橋市子育て応援駐車場整備促進事業補助金実績報告書（様式第5）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- （1） 補助対象経費の支出を証する書類
- （2） 補助事業を実施したことが確認できる写真
- （3） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 規則第11条の規定による補助金の額の確定は、豊橋市子育て応援駐車場整備促進事業補助金確定通知書（様式第6）により通知するものとする。

（検査等）

第14条 市長は、補助事業者に対して補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） この要綱に違反したとき。
- （2） 提出書類又は補助金の交付の申請に関して、虚偽の記載があったとき。
- （3） 補助金等を他の用途に使用したとき。
- （4） 第4条第2項のいずれかに該当することが判明したとき。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

（補助金の返還）

第16条 補助事業者は、前条の規定により補助金を取り消された場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、市長が別に定める期限までに、当該補助金を返還しなければならない。

（書類の保存）

第17条 補助事業者は、補助事業に係る書類を事業実施年度末から5年間保存しなければならない。

（市事業への協力）

第18条 補助事業者は、この補助事業に係る事例その他市長が必要と認める事項の公表について、協力するよう努めるものとする。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月18日から施行する。

様式第 1 （第 8 条関係）

豊橋市子育て応援駐車場整備促進事業補助金交付申請書

年 月 日

豊橋市長 様

住所又は所在地

申請人 氏名又は団体名

及び代表者氏名

豊橋市子育て応援駐車場整備促進事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり申請します。なお、補助金の交付に当たり税務資料を閲覧することは、差し支えありません。

事業所名			
事業所所在地			
業種	1. 小売業 2. 宿泊業、飲食サービス業 3. その他サービス業 4. その他（ ）		
整備計画	子育て応援駐車場の整備予定区画数 : 区画 既設の車椅子使用者用駐車施設及び優先駐車区画数 : 区画		
整備期間（予定）	着手完了	令和 年 月 日 令和 年 月 日	
補助事業に要する経費			円
交付申請額			円
備考			
担当者氏名		担当者連絡先	TEL :
			Mail :

様式第 2（第 9 条関係）

豊橋市子育て応援駐車場整備促進事業補助金交付決定通知書

指 令 番 号

住所又は所在地
申請人 氏名又は団体名
及び代表者氏名 様

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので豊橋市子育て応援駐車場整備促進事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

年 月 日

豊橋市長 ⑩

事 業 所 名	
事 業 所 所 在 地	
交 付 金 額	円
交 付 予 定 時 期	年 月
交 付 条 件	

様式第 3（第11条関係）

豊橋市子育て応援駐車場整備促進事業補助金変更等申請書

年 月 日

豊橋市長 様

住所又は所在地

申請人 氏名又は団体名

及び代表者氏名

年 月 日付け豊橋市指令子第 号で交付決定通知のあった豊橋市子育て応援駐車場整備促進事業補助金について、次のとおり変更（廃止）したいので、豊橋市子育て応援駐車場整備促進事業補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき次のとおり申請します。

事業所名			
事業所所在地			
変更（廃止）の内容			
当初計画		変更等計画	
内容と金額		内容と金額	
変更又は中止（廃止）の理由			
変更又は中止（廃止）の年月日		年 月 日（予定）	
添付書類	・ 変更内容がわかるもの		

様式第 4 （第11条関係）

豊橋市子育て応援駐車場整備促進事業補助金変更等決定通知書

指 令 番 号

住所又は所在地

申請人 氏名又は団体名

及び代表者氏名 様

年 月 日付け豊橋市指令子第 号により交付決定した補助金について、
次のとおり変更したので、豊橋市子育て応援駐車場整備促進事業補助金交付要綱第11条第
2 項の規定に基づき通知します。

年 月 日

豊橋市長

㊞

事 業 所 名	
事 業 所 所 在 地	
変更前の交付金額	円
変更後の交付金額	円
変 更 増 減 額	円
交 付 の 条 件	

様式第 5 （第12条関係）

豊橋市子育て応援駐車場整備促進事業補助金実績報告書

年 月 日

豊橋市長 様

住所又は所在地

補助事業者 氏名又は団体名

及び代表者氏名

豊橋市子育て応援駐車場整備促進事業補助金交付要綱第 12 条の規定により、次のとおり報告します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	豊橋市指令子第 号
事 業 所 名			
事業所所在地			
着 手 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日
補助金の交付決定通知額	円		
添 付 書 類			

様式第 6 （第13条関係）

豊橋市子育て応援駐車場整備促進事業補助金確定通知書

文 書 番 号
年 月 日

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名 様

豊橋市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を
確定したので、豊橋市子育て応援駐車場整備促進事業補助金交付要綱第13条の規定により通知
します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	豊橋市指令子第 号
事 業 所 名			
事業所所在地			
補 助 金 の 交 付 決 定 通 知 額	円		
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額	円（補助対象）		
補 助 率			
補 助 金 の 交 付 確 定 額	円		
（交付決定通知額）－（交付確定額）	円		